

- ・ 流域は一つ・運命共同体、
住民と行政の協働による、より良い豊川を目指して・

平成23年4月1日から制度化しました。

1 豊川アダプト（協働管理）制度

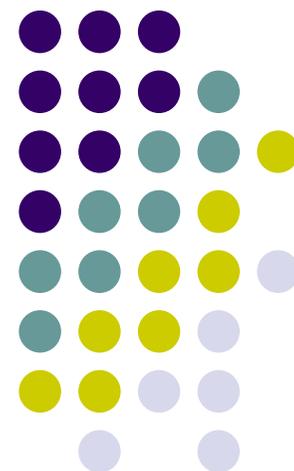
豊川アダプトとは・・・

「アダプト（Adopt）」とは英語で「養子縁組する」と言った意味です。一般にアダプト制度とは、公共施設の管理を行政との契約により「里親」となって、行政と地域住民の皆さんが協働し管理する制度です。

豊川アダプトは、地域の住民（個人や団体）の皆さんが、自らの活動と責任で、河川管理者の豊橋河川事務所と協働で豊川を管理する制度です。

従来は、公共施設の管理は行政が行うものとされてきました。豊川アダプトは、河川の美化・清掃活動や、河川環境保全活動、河川愛護活動、河川に関する学習活動等々、河川管理者と協働で地域住民の皆さんが主体的に豊川の管理を行うことで、地域の特徴に合ったより良い豊川をめざすため、希望する団体等を公募するものです。

協働管理者は登録制とし、事務所は登録された団体の活動に一定の支援を行います。





2 豊川アダプト

アダプト登録

豊川で活動する

個人・団体

自発的な協働活動

協働活動による河川管理

- ・ 豊川の調査及び研究に関すること。
- ・ 豊川の美化及び清掃活動に関すること。
- ・ 豊川の河川環境保全に関すること。
- ・ 豊川の河川愛護に関すること。
- ・ 豊川の文化及び学習に関すること。
- ・ 豊川の河川利用に関すること。
- ・ その他、豊川の管理に関すること。

活動への一定の支援

豊橋河川事務所

3 豊橋河川事務所からの支援

協働管理者に対して以下の支援を実施します。

豊橋河川事務所は、予算の範囲内で次の支援を行います。

- ① 豊川に関する資料および情報の提供。
- ② 河川美化および清掃に要する用具の貸与、ごみ処理等活動に必要な支援。
- ③ 環境保全に関する資機材等の支援。
- ④ 活動時に身につける証明証の発行。
- ⑤ 活動時の里親のぼり旗の貸与。
- ⑥ 会議及び研修会の開催に必要な支援。

